

(紹介手数料)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%

(短期退職時の手数料の返済義務)

採用企業は、以下「甲」という。

Getdone Japan は、以下「乙」という。

当該人材は、以下、丙という。

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、3 か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、「甲」の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合も「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。さらに、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職することとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社日から起算して 1 か月未満：紹介手数料の 80%

入社日から起算して 1 か月以上 3 か月未満の場合：紹介手数料の 50%